過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

包括外部監査分

	指摘事項	当初措置状況 (30年度)	令和2年度の措置状況	担当課
(意見) 貸館の予約方法について (報告書75ページ)	利用者アンケートによると予約方法に関する要望が多く寄せられていた。貸館の予約方法を先着順方式から抽選方式に変更することを検討してほしい。すべての公民館が抽選制をとっているわけではないが、市立公民館である以上はできる限り利用者に対して公平性を担保したほうが良いのではないだろうか。現在の先着順方式は、近隣に住んでいる方は予約をとりやすいが、その反面、遠方に住んでいる方は、電話予約もできないため、希望のコマをとるために早朝から公民館まで足を運ばなければならない。例えば、他の公民館で採用している「抽選方式(利用希望月の前月1日の8時半に、窓口に来た利用者が番号の記載された用紙を引き、その用紙の番号順に好きな時間帯を予約してもらう)」なども検討されたい。	をお聞きして、予約方式について検討していきたい。 (柳原公民館)(30総第237号H30.6.4)	検討を重ねた結果、平成31年4月分(平成31年3月1日予約分)より、予約を抽選方式に変更した。(令和元年度措置)	柳原公民館
(意見) サークル参加者の展示物について (報告書79ページ)	サークル活動に参加している方の成果物を展示している。訪問した際に、鑑賞させてもらったが、当公民館だけでの展示ではなく、他の公民館でも展示できれば、公民館利用者同士の交流につながると思われる。 平成29年度は、芋井地区住民自治協議会との交流事業が決定しているとのことであるので、双方の公民館において展示ができるよう検討されたい。	士の交流につながる可能性があることから、今後、交流を予定している芋井地区及び近隣公民館を中心に検		柳原公民館
(意見) 小田切地区住民自治協議会との事 務分担について(報告書95ページ)	住民自治協議会を構成する団体の事業で必要な現金管理及び必要物品の購入のほか、関係する書類の作成をしており、小田切公民館が、実質的に小田切地区住民自治協議会の一部を担っているように見受けられる。(中略)住民自治協議会は、「自助、共助、公助」の補完性の原理をもとに、市と協働しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための住民主体の自治組織である。(中略)長野市との協働に関する基本協定書」によると、長野市は、住民自治協議会が行う自主的かつ独立的な住民の福祉の増進に資する取組みに対し、必要な支援を行うものとしているが、現状では、住民自治協議会の自主的かつ独立的な役割と、市立公民館の役割が一部混同しているように見受けられる。 住民自治協議会の担い手が限られるという事情はあるが、改善が望まれる。	は従来どおり公民館で事務を行うが、現金管理及び必要物品の購入や会計書類の作成については、住民自治協議会へ移管する方向で検討したい。(小田切公民館)(30総第237号H30.6.4)	については、住民自治協議会と事務分担 について協議し、それぞれの役割を明確	小田切公民館
(意見) 公民館設置目的の表示 (報告書147ページ)	利用者アンケートの結果から、開館時間の延長対応や、設備に関してなど、地域住民の要求に対して、公民館はすべてに応えなければいけないような意識があるように感じられた。この様な意識が生まれるのは、公民館にその設置目的を正確に利用者に伝えるすべがなかったことが原因と考えられる。社会教育法の適用を受ける限り、公民館は、生涯学習の場として、営利を目的とせず、それぞれの地域において貢献することを目的としていることから、その趣旨を周知すべきであると考えられる。よって、全公民館の受け付け窓口周辺に公民館設置目的を表示し、利用者のためであれば何でもしてくれるといった意識を払拭するため利用者に周知されたい。	公民館設置目的の利用者への周知については、社会教育法第20条の趣旨に基づいた利用法・利用規則や営利や政治、宗教活動等には使用できないことを明示した紙を既に掲示又は利用申込みの際に配布するなど周知を行っている館もあるが、未実施の館については、掲示又は配布等について検討している。(全市立公民館)(30総第237号H30.6.4)	公民館使用(利用)団体登録届出書」(以	
(意見) 公民館講座の有料化の再検討につ いて(報告書156ページ)	「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、受講料徴収のための費用と見合わない場合は、利用者に負担を求めないことができるとしているが、同時に3年経過した時点での再検討、見直しをすることとしている。平成28年度はこの見直しの時期に当たるが、指定管理者制度への移行を優先することを理由に、有料化の再検討はなされていない。「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、意識啓発を目的とした講座を除き、講座の有料化について再検討することが望まれる。	「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、使用料等を見直す場合は、見直しに先立ってサービス提供方法・提供内容の見直し、積極的な利用促進など、サービスの利用率、施設の稼働率向上を図るための取組による収入増加と、コスト削減の具体的な目標を定め、利用者の負担増加を最小限に抑制したうえで、利用者に負担を求めるものとしている。市民や社会全体の知識向上や普及啓発を目的とする啓発講座は、公益的・義務的として位置づけられ、負担は求めないこととし、また、成人学校など趣味的講座は、私益的でやや裁量的となっており、一定の負担が必要とされていることから、この基準に基づき、引き続き有料化について検討していく。(家庭・地域学びの課)(30総第237号H30.6.4)	うにすることで、学習意欲の向上や人との つながり、交流が深まり、地域づくりの活動 や地域の課題解決に向けた活動の発展が 期待できることから、現時点では受講料の	家庭・地域学びの課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

包括外部監査分

1 190,20 1 10				
指摘事項		当初措置状況 (30年度)	令和2年度の措置状況	担当課
(意見) 市有施設間での受講料の統一について(報告書156ページ)			は、施設の設置目的や講座の目的(内容 や講師、開講時間等)が異なるため、一概 に統一してくことは難しいことから現状では 受講料の統一は行わない。(令和元年度	